

議案第 14 号

大口町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について

大口町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 28 年 3 月 2 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 34 号）の一部が平成 28 年 4 月 1 日に施行されることに伴う公表事項の見直し及び行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）が平成 28 年 4 月 1 日に施行されることに伴う所要の整理を図るため、この条例の一部を改正する必要があるからである。

大口町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する
条例

大口町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成１７年大口町条例第１５号）の一部を次のように改正する。

第３条中第９号を第１１号とし、第８号を第１０号とし、同条第７号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第９号とし、同号の前に次の１号を加える。

（８）職員の退職管理の状況

第３条中第６号を第７号とし、第２号から第５号までを１号ずつ繰り下げ、第１号の次に次の１号を加える。

（２）職員の人事評価の状況

第４条第２号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

（経過措置）

- ２ この条例による改正後の大口町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（以下「新条例」という。）第２条の規定により任命権者が平成２７年度における人事行政の運営の状況を報告する場合における新条例第３条の規定の適用については、同条第２号中「人事評価」とあるのは、「勤務成績の評定」とし、同条第８号の規定は、適用しない。
- ３ 新条例第４条の規定により町長が愛知県から平成２７年度における業務の状況の報告を受ける場合における同条の規定の適用については、同条第２号中「審査請求」とあるのは、「不服申立て」とする。

大口町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
(報告事項) 第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。 (1) 職員の任免及び職員数に関する状況 <u>(2) 職員の人事評価の状況</u> <u>(3) 職員の給与の状況</u> <u>(4) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況</u> <u>(5) 職員の休業に関する状況</u> <u>(6) 職員の分限及び懲戒処分</u>の状況 <u>(7) 職員の服務の状況</u> <u>(8) 職員の退職管理の状況</u> <u>(9) 職員の研修の状況</u> <u>(10) 職員の福祉及び利益の保護の状況</u> <u>(11) その他町長が必要と定める事項</u> (愛知県からの報告) 第4条 町長は、毎年7月末までに、公平委員会の事務を委託している愛知県から、前年度における業務の状況のうち、次に掲げる事項について報告を受けるものとする。 (1) 勤務条件に関する措置の要求の状況 (2) 不利益処分に関する<u>審査請求</u>の状況	(報告事項) 第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。 (1) 職員の任免及び職員数に関する状況 <u>(2) 職員の給与の状況</u> <u>(3) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況</u> <u>(4) 職員の休業に関する状況</u> <u>(5) 職員の分限及び懲戒処分</u>の状況 <u>(6) 職員の服務の状況</u> <u>(7) 職員の研修及び勤務成績の評定</u>の状況 <u>(8) 職員の福祉及び利益の保護の状況</u> <u>(9) その他町長が必要と定める事項</u> (愛知県からの報告) 第4条 町長は、毎年7月末までに、公平委員会の事務を委託している愛知県から、前年度における業務の状況のうち、次に掲げる事項について報告を受けるものとする。 (1) 勤務条件に関する措置の要求の状況 (2) 不利益処分に関する<u>不服申立て</u>の状況